

御意見と対応について【第1回部会】

第1回原子力防災部会（平成24年9月5日開催）における御意見を踏まえ、地域防災計画原子力災害対策編の修正等について下記により対応します。

なお、修正には、別途、市町村等への照会結果及び県民意見の募集結果（パブリックコメント）も反映してまいります。

	主な御意見	修正等の対応
1	避難が継続している現状を踏まえた計画とすべき。	○御意見を参考とします。 避難が長期間に及ぶ場合も考慮した計画の策定や避難所の開設を明記するとともに、今後、国の検討を踏まえ、見直しに反映させてまいります。
2	避難先や避難道路は災害の初期対応であり、議論すべき。	○御意見を参考とします。 今回の震災を踏まえ、避難収容体制について、県の取組の強化を明記するとともに、今後、国の検討を踏まえ、見直しに反映させてまいります。
3	電話等が使えなかったことを踏まえ、無線を手段に加えるべき。	○御意見を踏まえ修正しました。 電話の他、非常用通信機器の整備推進を明記しました。
4	SPEEDIを避難に生かしていくことが必要。	○御意見を踏まえ修正しました。 SPEEDIの計算結果の公表、情報提供を明記するとともに、今後、国の検討を踏まえ、活用手法等を明確にしてまいります。
5	避難生活への支援の在り方についても、計画に含めるべき。 仮設住宅での健康問題などは計画で事前に対策を講じておくべきもの。	○御意見を参考とします。 現在実施している被災住民への聴き取り調査結果や、国の検討を踏まえ、見直しに反映させてまいります。
6	見直しは再稼働につながるものでないことを明確にする必要がある。	○御意見を踏まえ修正しました。 原子炉の廃炉、運転停止を計画の前提としたものであることを明記しました。
7	初動対応に必要な人材の確保についての記載がない。	○御意見を参考とします。 防災基本計画を踏まえ、複合災害時や災害長期化に備えた職員動員体制や関係機関の連携体制について、今後検討してまいります。
8	オフサイトセンターが機能しなかったことを踏まえ議論すべき。	○御意見を参考とします。 国の検討結果を踏まえて、今後、見直しに反映させてまいります。

	主な御意見	見直し案の修正等
9	通報体制ではアナログな方法も必要。	○御意見を踏まえ修正しました。 通報手段には、ホットラインの設置、連絡員の派遣等を明記しました。
10	支援物資が集中により処理が滞ったことについて十分検討すべき。	○御意見を踏まえ修正しました。 物資の調達に係る初動対応の見直しにおいて、災害時応援協定の締結を地域防災計画に位置づけ等を行いました。更なる見直しを図ってまいります。
11	避難基準、また帰還の基準も明確でない。	○御意見を参考とします。 避難等の指標は、今後、国の検討を踏まえ、見直しに反映させてまいります。
12	緊急時避難準備区域での医療体制の維持について、物資の備蓄等を含め備えるべき。	○御意見を参考とします。 災害時の医療体制の維持については、国の検討結果を踏まえて、今後、見直しに反映させてまいります。
13	避難は放射線測定と避難基準によることを記載すべき。	○御意見を参考とします。 指針において、一部地域を除き避難等措置は、放射線測定結果に基づくことことから、今後、国の検討結果を踏まえて見直しに反映させてまいります。
14	基幹病院の継続に県が支援することを計画に書き込むべき。	○御意見を参考とします。 基幹病院の支援等についての県の支援のあり方については、今後、国の検討結果を踏まえて見直しに反映させてまいります。
15	放射線測定に係る職員の体制について、初期対応としてシステム化が必要。	○御意見を参考とします。 緊急時モニタリング体制については、今後、国の検討を踏まえて見直しに反映させてまいります。
16	専門家が安全基準を適切に判断し伝える体制が必要。	○御意見を参考とします。 避難等の指標は、今後、国の検討を踏まえて見直しに反映させてまいります。
17	避難範囲は風向等で変わり、同心円とはならない。柔軟に対応すべき。	○御意見を参考とします。 避難範囲の設定は、今後、国の検討を踏まえて見直しに反映させてまいります。
18	衛星携帯電話、免震棟などによりどのような状況でも連絡がとれる体制を具体化すべき。	○御意見を参考とします。 衛星携帯電話等の整備を進めます。 また、オフサイトセンターの強化等については国の検討を踏まえて見直しに反映させてまいります。



原規総収第 121005002 号
平成 24 年 10 月 26 日

福島県生活環境部長 殿

原子力災害対策本部事務局

福島県防災会議原子力防災部会における質疑内容の確認について（回答）

平成 24 年 10 月 5 日付け 24 県安第 2032 号をもって照会がありました上記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

- 昨年 3 月 11 日以降数日の間に発出した避難指示は、当時、原子力発電所が安定していなかったことから、大量の放射性物質が放出されるリスクに備えて、気象条件がどのように変化しても安全を確保できるよう、同心円状に避難指示区域を設定したものです。
- 具体的には、3 月 11 日 21 時 23 分、原子炉が冷却できない状態が続いた場合に備え、半径 3 km 圏内への避難指示を行いました。
- また、3 月 12 日 5 時 44 分、1 号機の原子炉格納容器内の圧力が上昇していること、圧力を降下させるためベントを実施することを踏まえ、安全に万全を期すため、半径 10 km 圏内の避難指示を行いました。
- その後、1 号機の水素爆発と、複数号機において同時に災害が発生しうるリスクが顕在化したことから、同日 18 時 25 分、避難範囲を半径 20 km 圏内に拡大しました。
- なお、区域の範囲の考え方は、IAEA の「予防的措置範囲（PAZ）3～5 km」、原子力安全委員会の防災指針における「防災対策を重点的に実施すべき区域（EPZ）8～10 km」も参考にしております。
- これらの避難指示は、首相官邸において、班目原子力安全委員会委員長や平岡原子力安全・保安院次長らが同席する中、菅総理以下関係閣僚らにより検討が行われ、原子力災害対策本部長である菅総理から発出されたものと認識しております。

以上